

議案第 72 号

令和 5 年度鴨川市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

令和 5 年度鴨川市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 650 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 604,068 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。
（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

令和 5 年 12 月 1 日提出

鴨川市長 長谷川 孝夫

第1表 歳入歳出予算補正

1 歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5 諸収入		10,463	650	11,113
	2 償還金及び還付加算金	1,100	650	1,750
歳入合計		603,418	650	604,068

2 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 諸支出金		3,147	650	3,797
	1 償還金及び還付加算金	1,100	650	1,750
歳 出 合 計		603,418	650	604,068

第2表 債務負担行為

(単位 千円)

事項	期間	限度額
口座振替に係る委託料	自 令和5年度 至 令和6年度	138
市税等コンビニ収納事業	自 令和5年度 至 令和6年度	155